

<障害者手帳の交付を受けた方の施設利用について>

**【内 容】**

下記のとおり、身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳（以下、障害者手帳）の交付を受けている方が、平塚総合体育館を個人利用（温水プール、トレーニングルーム、バドミントン、卓球、柔道、合気道、少林寺拳法、剣道、空手、なぎなた、弓道）する場合は利用料金を免除します。

**【対 象】**

- ① 障害者手帳の交付を受けている方（以下、障がい者）で、手帳に記載された住所が市内の方。
- ② 障害者手帳の住所が市外であっても、平塚市内の施設に居住している方。

※障がい者に付添が必要な場合は、障がい者1名につき1名の付添人の入場を認めません。

上記対象外の障がい者が利用料金を支払い施設利用する場合も、付添人については住所を問わず利用料金の徴収は行いません。

付添の方は原則18歳以上の方とします。

※プール利用の際に付添の方は水着と水泳帽子を着用の上、プール内（水中）まで入っていただきます。

**【利用方法】**

受付で必ず障害者手帳をご提示下さい。

各施設の利用方法については、それぞれのページでご確認ください。